

札幌市セーフティネット住宅等 入居支援事業補助金

セーフティネット住宅等※1への入居を支援するため、
家賃債務保証料等の費用の一部を補助します。



令和7年度新設

Aコース

最大

6万円

B・Cコース

最大

3万円

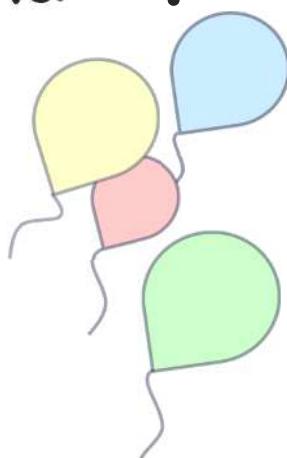
補助が受けられます

「家賃債務保証料等」の補助の内容は・・?

① 家賃債務保証料※2

② 孤独死・残置物に係る保険料

③ 緊急連絡先引受費用



※1「セーフティネット住宅」とは

高齢者や所得の低い方など住まいの確保にお困りの方を受け入れる
賃貸住宅として登録を行った住宅のこと。

※2「家賃債務保証」とは

入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、保証会社
が借主の保証人に近い役割を果たす制度です。

お問合せ先

札幌市都市局市街地整備部住宅課

電話番号:011-211-2807

補助の内容と要件

コース	A	B	C
入居者の要件	住宅確保要配慮者のうち、住宅困窮度が高い方で所得が基準以下であること※ ³		
住宅の要件	「セーフティネット住宅」 ・市内に存する住宅であること。 ・管理開始から10年以内のものであること。	「登録に至っていないが、セーフティネット住宅相当の要件を満たす住宅※ ⁴ 」 ・市内に存する住宅であること。	
対象経費	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、緊急連絡先引受費用 ※家賃債務保証料等の額が適正な水準であること ※入居後最初に支払う保証料（初回1回限り）		
補助額	最大6万円	最大3万円	
補助対象者（申請者）	家賃債務保証会社 保険業者 居住支援法人	入居者	入居者 家賃債務保証会社 保険業者 居住支援法人
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 入居者負担額は、家賃債務保証料等から補助金を控除した額にすること。 入居者に保証人を求めないこと。 		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 家賃債務保証等契約書 正規の保証料、入居者負担額、減免額がわかる書類 賃貸借契約書 住民票 入居者の前年の収入証明書 		

※3 所得が次のいずれかを満たす方

- ①所得15万8千円以下の世帯
- ②所得21万4千円以下の子育て世帯・新婚世帯（5年以内）
- ③所得25万9千円以下の多子世帯（18歳未満の子どもが3人以上）

※4 セーフティネット住宅相当の要件を満たす住宅

- 建築物が昭和56年6月1日以降に建築されていること又は耐震診断の結果倒壊の恐れがないことが確認されていること。
- 各戸の床面積が25m²以上あること。
- 住戸ごとに風呂、便所、台所を備えていること。
- 消防法や建築基準法（（①）を除く）の規定に違反しないもの

補助金交付までの流れ

料金を減免した
家賃債務保証等契約

入居者賃貸借契約

交付申請
補助金交付

お問い合わせ・申請先

札幌市都市局市街地整備部住宅課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所7階

TEL: 011-211-2807

Eメール: jutakukikaku@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-M01-25-921
R7-2-699